

9 受験資格及び免除の範囲

受験資格及び試験の免除については以下の表のとおりです。ただし、次のいずれかに該当する者は受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられた者
- (2) 職業訓練指導員免許の取消しを受け、その日から2年を経過しない者

〈1〉受験資格及び免除の範囲

受 験 資 格（主なもの）			※別表 1 免許職種 に関する 実務経験 年 数	免 除 の 範 囲				
				実技	学 科		指導方法	
					関 連 学 科			
					系基礎学科	専攻学科		
学 校 教 育	●大学卒業		1 年		○	○		
	●短期大学卒業		2 年					
	●高等専門学校卒業		2 年		○	○		
	●高等学校又は中等教育学校の後期課程卒業		3 年					
	高等学校又は中等教育学校卒業		5 年					
	中学校卒業（実務のみ経験者）		8 年					
職 業 訓 練	指導員養成課程又は職業能力開発研究学域の指導員養成訓練修了		1 年					
	実務経験者訓練技法習得コースの指導員養成訓練を修了し、職業訓練指導員試験に合格した者と同等以上の能力を有すると職業能力開発総合大学の長が認める者	実技試験合格と同等以上	上記 必要年数	○				
		関連学科合格と同等以上			○	○		
		指導方法合格と同等以上					○	
	●特定応用課程の高度職業訓練修了		0 年		○	○		
	●応用課程の高度職業訓練修了		0 年		○	○		
	●特定専門課程の高度職業訓練修了		1 年		○	○		
	●専門課程の高度職業訓練修了		1 年		○	○		
	●普通課程の普通職業訓練修了		2 年					
	●専修訓練課程の普通職業訓練修了		3 年					
	●短期課程の普通職業訓練（700時間以上）修了		3 年					
	厚生労働大臣が指定する学校	●専門課程（3年）の専修学校卒業		2 年				
		●専門課程（2年）の専修学校卒業		3 年				
		●高等課程若しくは一般課程（3年）の専修学校又は各種学校（3年）卒業		3 年				
●高等課程若しくは一般課程（2年）の専修学校又は各種学校（2年）卒業		4 年						
免許職種に関し職業訓練指導員試験において			実技試験の合格者	0 年	○			
			系基礎学科の合格者	0 年		○		
			専攻学科の合格者	0 年			○	
			指導方法の合格者	0 年				○
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定1級又は単一等級の合格者（電子回路接続、バルコニー施工を除く）※別表2参照			0 年	○	○	○		
免許職種に関し職業能力開発促進法による技能検定2級の合格者※別表2参照			0 年	○				
免許職種と同訓練系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者			0 年		○		○	
免許職種と他訓練系の職業訓練指導員免許の交付を受けた者			上記 必要年数				○	
免許職種に関し、職業訓練指導員試験において実技試験に合格した者と同等以上の技能を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者			0 年	○				

(注) ●印は免許職種に関する学科を履修していること。○印は免除される範囲

別表1：「職業訓練指導員免許職種」、別表2：「職業訓練指導員免許職種と技能検定職種との対応表」